

2020年（令和2年）4月3日

保護者の皆様

藤沢市長 鈴木 恒夫  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための保育園登園自粛等に関するお願い（期間延長）

日頃から、本市の保育行政にご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、現在、ご家庭で保育が可能な方等を対象に、4月5日（日）まで登園自粛等をお願いさせていただいておりますが、現時点で依然として感染リスクが高い状況にあることから、登園自粛等をお願いする期間を延長することといたします。

つきましては、ご家庭で保育が可能な方等におかれましては、引き続き登園を控えていただいたり、遅めの登園や早めのお迎えなど、できる限りご協力くださいますようお願いいたします。

※この取扱は、従来と同様、育児休業中や勤務先の臨時休業中など、ご家庭での保育が可能な方等を対象とするものであり、保育の利用が必要な方に登園自粛をお願いするものではありません。

1 登園自粛等をお願いする期間

2020年（令和2年）4月6日（月）から4月30日（木）まで  
(従来は4月5日（日）まで)

2 保育料の減免について【0～2歳児】

市内在住の方につきましては、2020年（令和2年）3月10日及び24日付け（4月新入園児の方は3月25日付け）で保育料の減免に関するお知らせをしたところですが、保育料の減免を適用する期間についても併せて延長いたします。

なお、市外在住の方につきましては、お住まいの市町村にご確認ください。

ア 減免の条件

(ア) 登園自粛等をお願いする期間中に、感染症の拡大防止を理由に欠席した場合に、保育料の減免（日割計算）を1日単位で適用します。

(イ) 減免の適用は、原則として感染拡大防止のために欠席した場合（体調不良等による欠席を含む）となり、私的な理由（旅行や予定していた里帰り出産等）により欠席した場合は対象となりません。ただし、普段登園をしていない曜日については、減免の対象に含めます。

(裏面に続く)

## イ 減免の方法

### (ア) 認可保育所

保育料は、減免前の金額で一旦各月の末日に指定口座から引き落とされ、その後、申請に基づき、藤沢市から減免決定通知書を各ご家庭へ送付します。

4月分の保育料の減免については、6月分以降の保育料の引き落としの際に、減免額分を差し引いた金額を保育料として引き落とします。

### (イ) 地域型保育事業所（小規模保育・家庭的保育）及び認定こども園

保育料は、各施設から減免前の金額で一旦徴収されます。その後、申請に基づき、藤沢市から減免決定通知書を各ご家庭へ送付し、後日、各施設から減免額が返還されます。

## ウ 減免後の保育料の金額

保育料の減免は月ごとに行い、次の計算式による日割計算を行います。

### 【計算式】

保育料（月額）×各月の登園自粛日を除く開所日数÷25日（1日あたりの算定基礎日数） ※開所日数：日曜日及び祝日以外の日数

## エ 4月分の減免申請

### (ア) 提出書類

特定教育・保育施設等の利用者負担額減額申請書（4月分）

### (イ) 提出先

申請書に必要事項を記入の上、ご利用中の保育施設へご提出ください。

### (ウ) 提出期限

2020年（令和2年）5月11日（月）

## オ 3月分の減免申請

3月に登園を控えており、まだ申請書を提出していない場合は、できるだけ早めにご提出ください。

※既に申請した3月分の保育料の減免については、保育料の引き落としを行った指定口座へ減免分を返還します。

## 3 その他

ご不明な点は、藤沢市 保育課までお問い合わせください。

以 上

事務担当 藤沢市 子ども青少年部 保育課  
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1  
電 話 0466-50-3526（直通）  
F A X 0466-50-8446  
E-mail fj-hoiku@city.fujisawa.lg.jp